

6月8日(日)～14日(土) 危険物安全週間



火災や爆発を招く恐れがあり大変危険です。

「安全へ 確かなスマッシュ 保守点検」

私たちの身の回りには、ガソリン・灯油など数多くの危険物があります。

これらの危険物は正しく保管し、安全に扱えば大変便利なものですが、その取り扱いを誤れば火災などの事故を引き起こす危険性があります。

この期間中に、事業所やご家庭での油類の保管場所や貯蔵容器、また、取り扱い方法についても今一度確認して、事故のないようにご注意ください。

◆ガソリンや軽油の危険性

・ガソリンは、気温がマイナス40℃でも気化し、小さな火源でも爆発的に燃焼する物質です。

・ガソリンの蒸気は空気より重いため、穴やくぼみなどに溜まりやすく、離れたところにある思わぬ火源(裸火や静電気など)によって引火する危険性があります。

・軽油は大量に保管すると火災の危険性が高まり、一旦火災が発生すると大火災になる危険性があります。

◆ガソリンや軽油を入れる容器
ガソリンや軽油を入れる容器は、消防法令により一定の強度を有するとともに、材質により容量が制限されています。

・灯油用ポリ容器にガソリンを入れることは非常に危険です。で行わないでください。

問合せ先

衣浦東部広域連合消防局予防課危険物係
☎6310137

住宅用火災警報器 設置の義務



すべての住宅は、6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務になりました。

いざというときのために、正しく火災警報器を設置しましょう。

住宅用火災警報器とは 火災の煙を感じて、警報ブザーや音声で火災を知らせてくれる器具です。

設置場所は 寝室、階段、台所です。

なぜ設置するのか 住宅火災で亡くなった方のうち、「約7割」の方が「逃げ遅れ」が理由で命を落としている状況があります。特に夜間の火災では、就寝中のために火災発生に気づくのが遅れる例が多くなっています。住宅用火災警報器を設置した場合には住宅火災の死者数は、約3分の1に減少します。

火災警報器を設置しないとこんなに危険 住宅用火災警報器を設置した場合とそうでない場合で、住宅火災100件当たりの死者数を比較すると、設置していた場合には約3分の1となっています。

どこで購入するのか 防災機器販売店、家電販売店、ホームセンターなどで購入できます。

悪質な訪問販売に注意 消防署が住宅用火災警報器を販売することはありません。不適正な価格・無理強い販売などを行う業者にご注意ください。

問合せ先

衣浦東部広域連合消防局予防課予防係
☎6310136

携帯電話・IP電話 からの119番通報

9月1日から、携帯電話・IP電話を使用した119番通報で通報者の位置を特定できる「位置情報通知システム」の運用を開始します。

このシステムの導入により119番通報時、通報者の音声と併せて場所などの位置情報が自動的に消防局に通知され、より迅速な出動が可能になります。

対象となる電話・通知される位置情報

・携帯電話の場合：第3世代と呼ばれる機種※、GPS機能搭載機種の場合は、より精度の高い位置情報が通知されます。

・IP電話の場合：IP電話のうち050で電話番号が始まる電話サービスを除いたもの。契約者情報(住所・氏名)が通知されます。

※詳しくは購入した携帯電話会社に問い合わせてください。

注意事項

・携帯電話の位置情報の精度は、携帯電話の機能、その他の条

件により誤差が生じます。119番通報に際しては、これまでどおり係員の質問に答えるかたちで住所や目標物などをお伝えください。

184発信の場合は位置情報が通知されません。ただし、緊急に位置情報が必要と判断した場合には強制的に位置情報を取得することがあります。

・尊い命を救うために、救急車の適正利用にご協力をお願いします。

問合せ先

衣浦東部広域連合消防局通信指令課
☎6310138

衣浦東部広域連合長に 安城市長が就任

3月21日、衣浦東部広域連合事務所で開催市長による衣浦東部広域連合長選挙が実施され、神合学安城市長が当選しました。

任期は、平成20年4月1日から安城市長としての任期の平成23年2月14日までです。

問合せ先

衣浦東部広域連合総務課
☎6310131